

議案参考資料

[平成 30 年第 1 回定例会(3 月)]

[担当課(室)係]

建築指導課 建築指導係

議案名

議案第 7 号 桐生市桐生駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

桐生駅周辺地区地区計画の変更に伴い、法律を引用する条項について、所要の改正を行おうとするものです。

概要

建築基準法等の改正に伴い、法律を引用する条文の文言整備を行います。

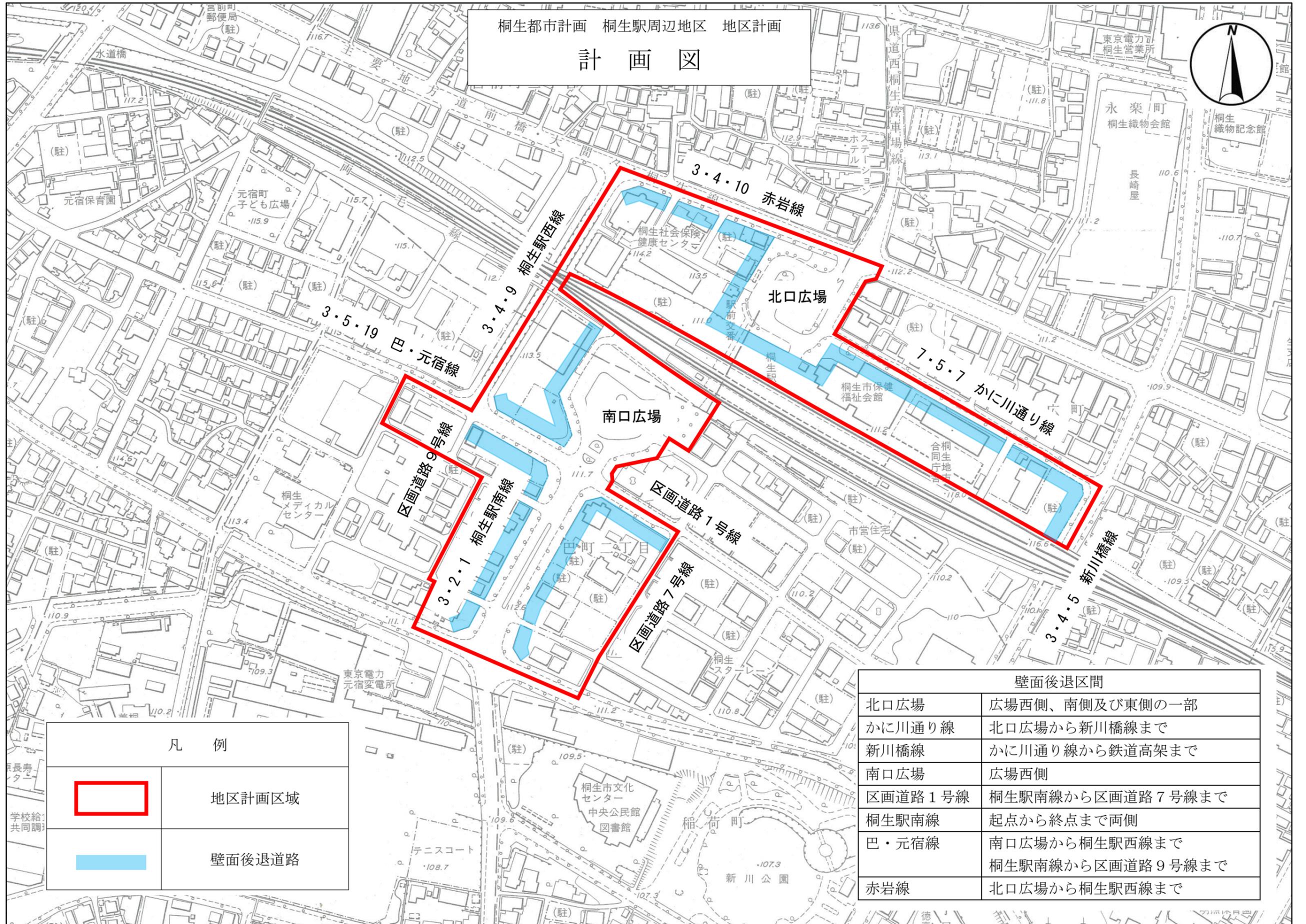
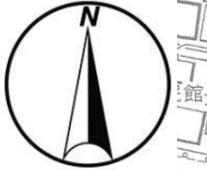
(施行期日：平成 30 年 4 月 1 日)

背景・経過

建築基準法において、市町村は地区計画等の区域内において建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で、当該地区計画等の内容として定められたものを、条例でこれらに関する制限として定めることができると規定されています。

平成 30 年 4 月 1 日、桐生駅周辺地区地区計画が変更されるため、本条例の改正を行うものです。

計 画 図



凡 例



地区計画区域



壁面後退道路

壁面後退区間

北口広場	広場西側、南側及び東側の一部
かに川通り線	北口広場から新川橋線まで
新川橋線	かに川通り線から鉄道高架まで
南口広場	広場西側
区画道路1号線	桐生駅南線から区画道路7号線まで
桐生駅南線	起点から終点まで両側
巴・元宿線	南口広場から桐生駅西線まで 桐生駅南線から区画道路9号線まで
赤岩線	北口広場から桐生駅西線まで